

## （注意事項）

①～③）の各欄の「（ ）」には，遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金の額を記載してください。

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準•原則用）記載要領

| 項 目 | 記 載 要 領 | 注 意 事 項 |
| :---: | :---: | :---: |
| 「受入寄附金総額（A）」欄 | 活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金（対価性のないものに限ります。）の合計を記載します。 <br> なお，国の補助金等の金額は，寄附金及び助成金に は含まれません。 <br> Ⓐ欄の金額は，（1）欄の金額と ®欄の金額を合算した <br>  | 受取寄附金は，実際に入金した ときに収益として計上します。 |
| 「休眠預金等交付金関係助成金（B及び（I）」欄 | 指定活用団体や資金分配団体等から，休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は，当該金額を記載します。 |  |
| 「役員の氏名」欄 | 「受入寄附金総額（A）」欄のうち，役員からの寄附金 の合計額が 20 万円以上のものについて各人別に記載 します。 <br> 役員からの寄附金の合計額の記載に当たっては，他 の寄附者のらちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるとき は，これらの者は同一の者とみなして，当該役員から の寄附金に含めて記載する必要があります。 <br> なお，各人別の役員からの寄附金の合計額について は，「役員からの寄附金の額が 20 万円以上のものの合計額（E）」欄に記載します。 <br> また，すべての寄附者（役員であって，寄附金の合計額が 20 万円以上のものに限ります。）について記載 しきれない場合には，「受け入れた寄附金の明細表 第 1 表付表1（次葉）」を利用してください。 | 左欄の「特殊の関係」は，次に掲げる関係をいいます。 <br> （1）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ る関係 <br> （2）使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計 を維持している関係 <br> （3）上記（1）又は（2）に掲げる関係に ある者の配偶者及び三親等以内 の親族でこれらの者と生計を一 にしている関係 |
| 「役職」欄 | 役員の役職（代表理事，常務理事等）を記載します。 |  |
| 「特定公益増進法人，認定特定非営利活動法人（G）」 欄 | 特定公益増進法人（法人令 77），認定特定非営利活動法人からの寄附金で，同一の法人からの寄附金の額 が 1 千円以上のものの合計額を記載します。 | （G）欄の（1）～③）各欄には，寄附者毎に（1）—（2）＝（3）を計算し，それ ぞれの合計を記載することとなり ます。 |
| 「（G）欄以外の者（11）」欄 | 上記（G）闌記載以外の者からの寄附金で，同一の者か らの寄附金の額が 1 千円以上のものの合計額を記載し ます。 | （1）欄の（1）～③）の各欄には，寄附者毎に（1）—（2）＝（3）を計算し，それ ぞれの合計を記載することとなり ます。 |
| 「同一の者からの寄附金の額が 1 千円未満のものの合計額（I）」欄 | 同一の者からの寄附金の額が 1 千円未満のものの合計額を記載します。 |  |


| 法人名 | 実績判定期間 | 年 | 月 | 日 $\sim$ | 年 | 月 | 日 |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |

－役員からの寄附金の額が 20 万円以上のものの合計額

| 役員の氏名 | 役職 | （1）寄附金額 | （2） <br> （1）欄と（C闌のいずれか少ない金額 | $\begin{gathered} \text { (3) } \\ \begin{array}{c} \text { (1)のうち基漼限度超過 } \\ \text { 額 (1) - } 2) \end{array} \end{gathered}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | ） 円 | $\begin{aligned} & \text { ( } \quad 1 \\ & \text { 円 } \end{aligned}$ |  |
|  |  | ） | $\begin{aligned} & \text { 円 } \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { ? } \\ & \text { 円 } \end{aligned}$ |
|  |  | $\begin{aligned} & \mathrm{m} \\ & \hline \end{aligned}$ | （ ${ }^{(1)}$ | （ ${ }^{(1)}$ |
| この明細表は，「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（相対値基準•原則用又は小規模法人用）」（P118，120）の役員等からの寄附金の額が 20 万円以上のものの合計額について，欄が不足する場合に使用すること。記載例に ついては，P118を参照すること。 |  |  |  |  |
|  |  | 円 | 円 | 円 |
|  |  | $\begin{aligned} & \bar{O} \\ & \text { 円 } \end{aligned}$ |  |  |
|  |  | $\begin{aligned} & \mathrm{T} \\ & \text { H } \end{aligned}$ | $\begin{array}{r} (\square \\ \text { 円 } \end{array}$ | 円 |
|  |  | 円 円 |  | ） |
|  |  | $\begin{aligned} & y_{\text {円 }} \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & )_{\mathrm{H}} \end{aligned}$ | ） |
|  |  | 円 | $\begin{aligned} & 7 \\ & \text { 円 } \end{aligned}$ | $\bigcirc$ |
|  |  | $\begin{aligned} & \mathrm{O} \\ & \text { 円 } \end{aligned}$ | $\bigcirc$ | 円 |
|  |  | $\begin{aligned} & \rho \\ & \text { 円 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 円 } \\ & \text { 円 } \end{aligned}$ | $\bigcirc$ |
|  |  | $\begin{gathered} \text { 円 } \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \text { 円 } \end{aligned}$ | ） |
|  |  | $\begin{gathered} \text { ) } \\ \text { 円 } \end{gathered}$ | ） | ） |
|  |  | $\begin{gathered} \text { 广 } \\ \text { 円 } \end{gathered}$ | ） | ） |
|  |  | $\begin{aligned} & \boldsymbol{\top} \\ & \text { 円 } \end{aligned}$ | 円 | 円 |
|  |  | $\begin{gathered} \text { 円 } \end{gathered}$ | ） | ） |
|  |  | $\begin{aligned} & \text { 円 } \\ & \text { 円 } \end{aligned}$ | ¢ | \％ |
| 合計（又は小計） |  | $\begin{aligned} & \text { ) } \\ & \text { 円 } \end{aligned}$ | $\begin{array}{ll} \left(\begin{array}{ll} \text { 円 } \end{array}\right) \end{array}$ | ） |

（注意事項）
役員からの寄附金の合計額（20 万円以上）の記載に当たっては，他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊 の関係のある者があるときは，これらの者は同一の者とみなして，当該役員の寄附金に含めて記載する必要があります（第1表付表1（相対値基準•原則用）記載要領「役員の氏名欄」参照）。
小規模法人における役員からの寄附金の合計額（20 万円以上）の記載に当たつては，当該役員の配偶者等からの寄附金があっても，当該役員の寄附金に含めて記載する必要はありません（第1表付表1（相対値基準•小規模法人用）記載要領「役員の氏名欄」参照））。

